

国立研究開発法人物質・材料研究機構

運営会議規程

平成23年4月27日

23規程第14号

平成24年 3月12日 24規程第 7号

平成27年 3月24日 27規程第10号

平成27年 4月21日 27規程第104号

平成28年 4月26日 28規程第60号

平成28年 6月15日 28規程第103号

平成30年 1月30日 30規程第 3号

平成30年12月25日 30規程第51号

令和5年 2月28日 2023規程第 4号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構会議・委員会規程（平成18年3月28日 18規程第49号）第4条第2項に基づき、運営会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、理事長、理事、審議役、理事長特別参与、理事長特別補佐、各センター長、各部門長、経営企画室長及び国立研究開発法人物質・材料研究機構研究者会議規程（平成18年4月19日 18規程第54号）第5条に定める研究者会議議長（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

3 会議の議長は、必要と認めた者を会議に出席させることができる。

(議長)

第3条 会議の議長は、理事長とする。

2 会議は、議長が招集する。

(開催)

第4条 会議は、原則として、一月に一回以上開催する。

2 前項に定める場合のほか、議長は、会議を臨時に開催することができる。

(付議事項)

第5条 会議の付議事項は、審議事項及び報告事項とする。

2 審議事項は、機構の業務の執行に関する重要事項であつて、構成員による審議及び議論を要する事項とする。

3 報告事項は、機構の業務の執行に関する重要事項であつて、職員への周知及び報告を要する事項とする。

(資料の提出)

第6条 構成員は、付議事項があれば、原則として会議の開催される前日の正午までに経営企画室に登録し、資料を提出するものとする。

(事務)

第7条 会議の事務は、経営企画室が担当する。

2 経営企画室長は、議事録の作成及び保管の責に任ずるものとする。

(議事録の確認)

第8条 議事録は、会議出席の構成員の確認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月12日 24規程第7号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 4月21日 27規程第104号)

この規程は、平成27年4月28日から施行する。

附 則 (平成28年4月26日 28規程第60号)

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月15日 28規程第103号)

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年1月30日 30規程第3号)

この規程は、平成30年1月30日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日 30規程第51号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第4号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。